

公益社団法人川崎市獣医師会

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人川崎市獣医師会（以下「当法人」という。）が受け入れる寄附金等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受入基準)

第2条 当法人は、次の各号のいずれかに該当する者からの寄附金等の申込みについては、これを受け入れることができないものとする。

- (1) 暴力団その他の反社会的勢力若しくはこれらに所属する個人又はこれらに関係する団体、個人等
 - (2) 寄附の対価として当法人に対し便宜供与、反対給付を期待していることが明らかな者
 - (3) 寄附金等の申込みに際し、次に掲げる条件等を付与する者
 - イ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
 - ロ 寄附後に寄附者が寄付の全部又は一部を取り消すことができるこ
 - ト
 - ハ 寄附の対象となった寄附金等を寄附者に無償で譲渡又は使用させること
- 二 その他会長が当法人の運営上支障があると認める条件

(寄附金等の種類)

第3条 当法人が受け入れる寄附金等の種類は次の通りとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特定寄附金 使途があらかじめ特定された次に掲げる種類の寄附金
 - イ 使途特定寄附金 寄附者が寄附の申込みに当たり、あらかじめ使途を特定するもの
 - ロ 募集特定寄附金 当法人が、募集にあたりあらかじめ使途を特定

するもので、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）を作成し、理事会の承認を得たうえで募集するもの

- 2 この規程における寄附金等には、金銭のほか金銭以外の物品、不動産及び財産権の権利を含むものとする。

（受領書等の送付）

第4条 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

（寄附金等の使途）

第5条 一般寄附金は、その半額以上を定款第4条の公益目的事業に、残額を管理費に使用するものとする。但し、管理費に使用すべき金額について管理費に充てなお残余があるときは、公益目的事業に使用することを可とする。

- 2 使途特定寄附金については、全額を寄附者の特定した使途に使用する。
- 3 募集特定寄附金については、適正な募集経費を控除した残額の総額を、募金目論見書に従い使用する。

（募金目論見書の交付等）

第6条 募金特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、当法人のホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附の申込みをした者に対しては事後に交付することができる。

(募金に係る結果の報告・公表)

第7条 当法人は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載した報告書を寄附者に交付するものとする。但し、当法人のホームページでその報告書を交付したときは、寄附者に個別に交付することを要しない。

- 2 当法人は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る計算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。但し、当法人のホームページ上でその報告書を公開したときは、寄附者に個別に交付することを要しない。
- 3 当法人は、前二項の各ただし書きによる場合の他、寄附金等の受入及びその使途等について、寄附金等を充当して行った活動内容等が分かるよう工夫し、当法人のホームページ上で公開する。

(この規程の公開)

第8条 当法人は、この規程を当法人のホームページ上で公開する。

(その他)

第9条 この規定に定めるものの他、この程の実施に関し必要な事項があるときは、会長が別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て行う。

附則

(施行期日)

1 この規定は、2024年10月23日から施行する。